

令和5年2月8日
研修会資料

看護師の特定行為研修制度 及び 宮崎県の現状について

宮崎県福祉保健部医療政策課

本県の状況

- 人口 約104万人（R5. 8. 1推計人口）
1,000人未満の村～約40万人の市があり、
26市町村全てで高齢化率21%を超えている。
（県全体33.1%）※高齢化率21%以上
- 看護職員数21,505人　うち看護師数　15,097人
人口10万人あたりの看護師数は1435.4人で全国5位
二次医療圏別に見ると878.3～1432.6人と地域偏在あり。
（R4年度　厚生労働省「衛生行政報告例」）
- 九州唯一の医師少数県
（R5年度　厚生労働省「医師偏在指標」）



特定行為研修制度の目的

制度の目的

- 2025年 団塊の世代が75歳以上となり、高齢化が進展し、医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、チーム医療の推進が必要。看護師には患者さんの状態を見極め、必要な医療サービスを適切なタイミングで届けるなど、速やかに対応する役割が期待される。
- 看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。



手順書について

手順書による指示のイメージ

指示

<指示>

- ・患者の特定
- ・特定行為を実施する看護師の特定
- ・処方内容
(薬剤に関連する行為の場合)
- ・どの手順書により特定行為を行うのか
ほか

「直接動脈穿刺法による採血」に係る手順書のイメージ

事項	具体的な内容
○当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要となりうる患者
○看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれもが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる(SpO ₂ 呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下(GCS●点以下又はJCS●桁以上)が認められる
○診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
○特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
○医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	①平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する ②休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
○特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する(結果が出たら速やかに報告)

(参考) 特定行為に係る手順書例集

厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000112464.pdf>

研修の内容について

特定行為研修内容	講義・演習 「共通科目（250時間）」＋「区分別科目（5～34時間）」 実習（症例5例程度）
研修機関	4か月～2年間 ※区分等により異なる
研修費用等	区分毎に30万～250万円程度

「共通科目」

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度な知識及び技能であって、
全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修



「区分別科目」

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度な知識及び技能であって、
特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

「領域別パッケージ」

実施頻度の高い特定行為について、
各領域ごとにパッケージ化した研修

外科術後病棟管理領域、在宅・慢性期領域、術中麻酔管理領域、救急領域、外科基本領域、集中治療領域の6領域

研修医レベルの勉強！

指定研修機関の状況

R2年 本県のみ指定研修機関未設置



R5年現在 3 医療機関が指定研修機関として研修を実施

医療機関名 (所在地)・開講日	開講区分	定員数
社会医療法人善仁会 宮崎善仁会病院 (宮崎市) R4年4月開講	3区分 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 栄養・水分管理に係る薬剤投与関連	2名
独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院 (宮崎市) R4年10月開講	1区分 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	3名
宮崎大学医学部附属病 院 (宮崎市) R5年4月開講	外科術後病棟管理パッケージ	5名

本県の取組状況

- ① 意向調査（R2, 3年度）
- ② 検討会（R2設置）
- ③ 研修会
- ④ 修了者の意見交換会
- ⑤ 指定研修機関等
準備費用、運営費用（初年度）補助
- ⑥ 研修派遣費用補助

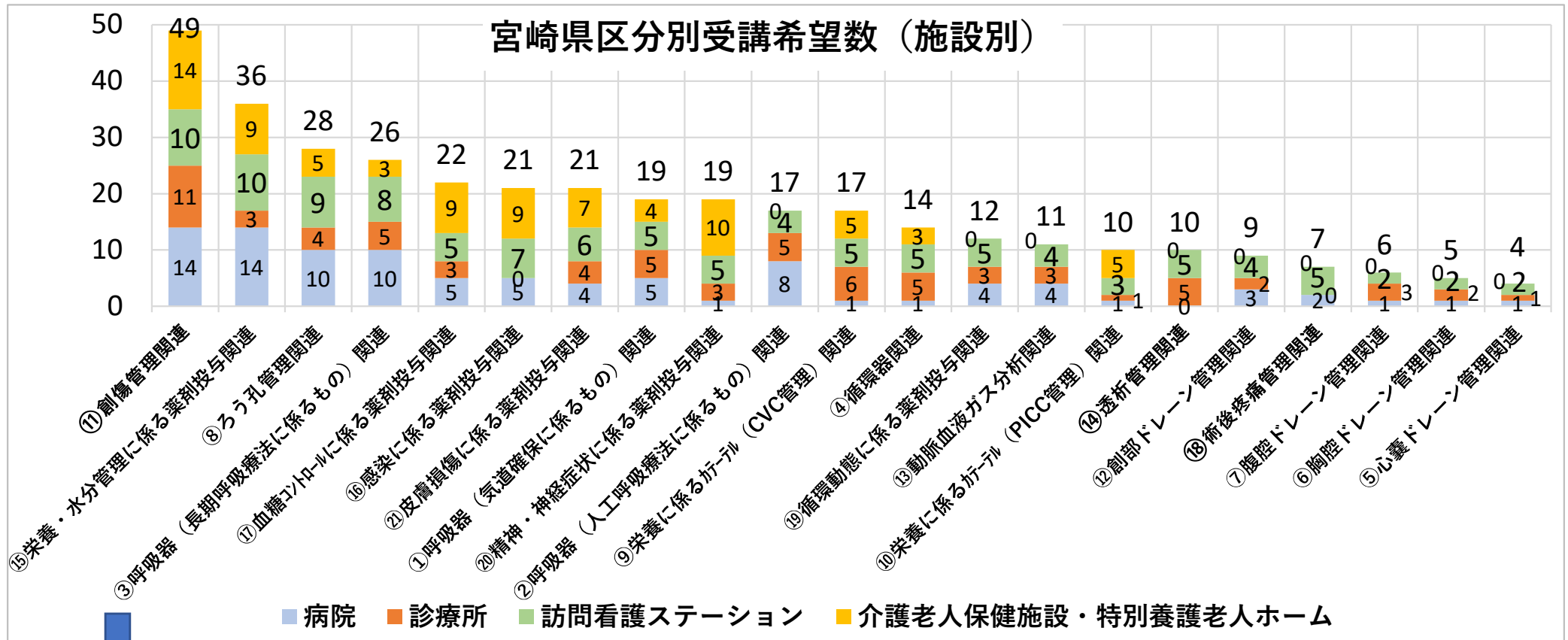
① 意向調査

- R2年度 病院 137施設（回収率67.2%）
- R3年度 診療所、訪問看護ステーション、
介護保健施設、特別養護老人ホーム
1,009施設（回収率 29.3%）

（調査内容）

- 制度に関すること
- 受講希望者数
- 受講希望のある研修区分
- 所属する地域に必要な研修区分
- 今後制度推進のために必要なこと

意向調査の結果1 (R2病院, 3年診療所・訪看等実施)



R2,R3意向調査での受講希望数 延363人

	延岡 西臼杵	日向入郷	宮崎 東諸県	西都児湯	日南串間	都城 北諸県	西諸	計
全体	31	23	119	24	24	130	12	363
うち訪問看護 ステーション	2	20	11	0	0	77	1	111

意向調査の結果 2

○受講希望のない理由

- 施設内で養成の方向性が出ていない
- 養成しても活躍の場がない
- 人員不足で研修に派遣できない

○制度推進のために必要と思われること

- 医療関係職員への制度の周知
- 県内に指定研修機関を設置
- 研修に係る費用の助成

② 検討会 (R2年度設置)

- 課題の整理及び対応方針、その他制度推進に関する必要事項を検討する。
- R2年度：2回/年 R3年度以降：1回/年

③ 研修会

R3年度、R4年度

対象：医師、看護師等

内容：制度概要（九州厚生局）

指定研修機関の実際（指定研修機関医師、看護師）

研修受講や研修後の活動について（研修修了看護師）

④ 研修修了者の意見交換会

○R5年7月21日開催

○現地参加者：9名、オンライン参加者：7名

体制づくりについて

- 研修を終了したものの、組織体制、修了者の立ち位置が不明瞭なため、活動できていない。
- 管理者や病院全体に特定行為の利点や何ができるのか等の共通認識を持ってもらう必要がある。
- 特定行為の検討委員会やチームがあると、導入の際に他職種の協力が得られやすい。

導入に向けた医師との関係

- 協力医師との関係が出来ていると手順書作成や他の医師への説明等の導入がスムーズに出来る。
- 看護側だけでは導入は困難。医師の理解と協力を得るため、プレゼンテーションを行っている状況。

⑤特定行為支援事業費補助金

指定研修機関・協力施設の準備、運営費用（初年度）補助

【実績】

指定研修機関

- R3年度 2機関（2機関準備）
- R4年度 3機関（2機関運営、1機関準備）

※協力施設は、県内の指定研修機関の協力施設に限る

※他の補助金との対象経費の重複は認めない

※補助金の交付を受けた年度の翌年度末までに指定研修機関や協力施設とならなかった場合は返還

※補助金を利用した場合は、県内他施設からの研修受講に努めなければならない

⑥研修派遣費用補助 (認定看護師教育B課程含む)

宮崎県看護人材受入体制強化支援事業

事業内容

認定看護師等研修派遣支援（上限50万円 補助率1／3）

次のいずれかの教育課程等に職員を派遣する場合の経費を支援します。

- ア：認定看護師教育課程
- イ：専門看護師教育課程
- ウ：特定行為研修

当該補助金を活用して
1施設3名まで
派遣可能

補助対象事業者

- 病床数200床未満の医療機関
- 診療所
- 介護老人保健施設
- 訪問看護ステーション

※事業の詳細は県ホームページをご覧ください。

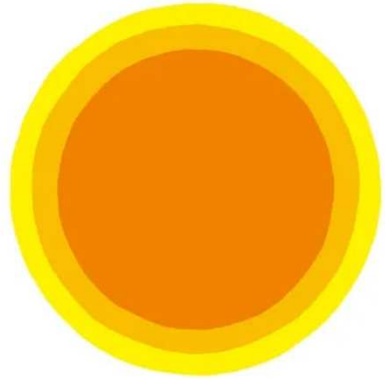
アドレス⇒ <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/kurashi/iryo/kangojinzai2022.html>

お問い合わせは、**県医療政策課看護担当 (0985-26-7450)** までお願いします。

※まだ検討の段階であっても構いませんので、お気軽にご相談ください😊

宮崎県 看護人材

検索



日本の
宮崎県

